

垂水駅前広場の利用について

■遵守事項

- ・広場の利用は別図1太枠の範囲で、原則平面駐車場として使用している範囲を除いた区域内に限ること。
- ・広場の利用により発生した廃棄物（チラシ、空き缶及び残飯等）は必ず持ち帰ること。また汚水を広場内のピット、花壇及び周辺の側溝等に投棄しないこと。
- ・広場内の施設、付属設備及び借り受けた物品は適正に使用すること。損傷または故障箇所が生じた場合は、垂水区まちづくり課に報告し、区長の指示に従い補修を行うこと。第三者と紛争を生じたときは、自己の責任で損害を賠償し、または紛争を解決することとし、区長は一切責任を負わないものとする。
- ・分電盤及びテントを使用する場合は、事前に鍵を借り受け、適正に保管すること。
- ・借り受けた物品の設置及び収納は自己の費用と責任で行うこと。
- ・広場の利用終了後は、広場及び周辺の清掃を行うこと。また、速やかに「垂水駅前広場利用終了届」の提出等の必要な手続きを行い、許可者の検査を受けること。許可者より原状回復等の指示があったときは、これに従うこと。
- ・運搬車両の広場内への乗り入れは、指定された範囲内とすること。
- ・風船等の配布及びアドバルーン等を使用する場合は、必ず鉄道業者に届出を行うこと。
- ・イベント等での音楽演奏やBGM再生等は原則午前9時から午後6時までの間とすること。
- ・その他、関係法令に従うこと。

《電源使用の場合》

- ・節電に努めること。
- ・使用後は施錠の確認を行うこと。

《テント使用の場合》

- ・テントの設置は別図1の太枠区域内に限ること。
- ・テントは取り扱い説明書の通りに適切に使用すること。
- ・ウエイトを装着する等し、転倒防止に努めること。
- ・阪神地域に強風注意報または暴風警報が発令された場合は、直ちに使用を中止すること。またその他の場合でも十分な風対策を行い、安全を確保すること。
- ・使用前及び使用後に故障等の有無を確認し、物置に保管の「チェックシート」に記入すること。

■禁止事項

- ・騒音等で周囲に迷惑を及ぼすこと。
※特に音響設備を使用する場合は、音量に注意する。
- ・歩行者の通行を著しく妨げること。
- ・広場内の施設、植栽及びベンチ等の工作物に損傷を与えること。
- ・都市局長の許可を得ずに火気を使用すること。
※火気を使用する場合は広場利用の申請時に申し出ると同時に、防火責任者を置き、消火器の準備や垂水消防署への必要な届出を行うこと。また調理品を配布する場合は、保健所等への必要な届出または許可手続きを行うこと。

年 月 日

上記の注意事項を確認しました。

ご署名
